

2021年度 新型コロナウイルス感染症に対するボランティア保険の補償について

1. ボランティア保険 新型コロナウイルス補償について

(1) 補償内容

2020年度より以下の特約を補償内容に新たに追加し、特定感染症（新型コロナウイルス含む）を補償対象と致しました。

○特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約

（注）特定感染症（新型コロナウイルス含む）による死亡は、保険金支払はありません。（補償対象外）

○特定感染症危険「葬祭費用」補償特約

葬祭費用保険金は、300万円を限度に実費でお支払いいたします。

葬祭費用保険金は補償対象者の親族（6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族）に支払われます。

(2) 特定感染症とは

特定感染症は、感染症予防法に規定する以下感染症のことをいいます。

今回の新型コロナウイルスは以下には該当しませんが、補償対象となります。

（注）新型インフルエンザは補償されません。

一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、SARS（重症急性呼吸器症候群）、鳥インフルエンザ（H5N1）
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）、腸チフス、パラチフス

ボランティア活動中にボランティア自身が特定感染症に罹患した場合に補償されます。

ボランティア活動中の感染か否かは、感染前後の状況等を確認し保険会社にて判断します。

(3) よくあるご質問 (Q&A)

Q1. 自宅療養やホテルでの隔離の場合、保険金は支払われるか？

A1. 医師の指示のもと、自宅やホテル（隔離先として指定されている）などの施設で療養する場合は「入院」しているものとみなし、保険金をお支払いします。（新型コロナウイルスに罹患している場合に限る）

Q2. 活動中に罹患したかどうかの判断はどのように行うか？

A1. ボランティア活動前後の感染者の行動を確認し、ボランティア活動以外で他感染者との接触がないかなど、総合的に状況を分析し、保険会社が判断を行います。

（注）ボランティア保険は、ボランティア活動を行う「活動者」が加入する保険です。

2021年度ボランティア保険補償内容・保険料

【2021年度】	基本Sプラン	基本Aプラン	基本Bプラン	天災Sプラン	天災Aプラン	天災Bプラン
死亡・後遺障害(千円)	290万	290万	970万	650万	980万	2,360万
入院保険金	5,500円	6,500円	10,000円	5,500円	6,500円	10,000円
通院保険金	3,000円	4,000円	6,000円	3,000円	4,000円	6,000円
特定感染症	上記、死亡保険金を除く後遺障害、入通院保険金額に同じ					
特定感染症葬祭費用	300万円限度(実費)					
天災危険補償	×	×	×	○	○	○
賠償保険金	1事故につき(支払限度額)5億円(免責金額:なし)					
保険料	250	300	500	450	600	1,100

【問い合わせ先】

〒604-8151

京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町 227 第12長谷ビル 6F-A

株式会社エスアールエム

[TEL:075-255-0883](tel:075-255-0883)

FAX:075-255-0882